第二千八百九号

平成三十年

七月二十三日 月

 \exists

曜

目 次

公

告

○公共測量の終了…………………………………………………………………………三九五 ○指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知 ○開発行為に関する工事の完了について(二件)………………………………三九五 ○公共測量の実施…………………………………………………………………………三九五 教育委員会 (四件)………………三九三

公 告 ○山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則

○山梨県立学校管理規則の一部を改正する規則……………………………三九五

指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。 条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十

平成三十年七月二十三日

山梨県知事 藤

斎

四

指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町一色字樋口四七〇一	加賀美長作
南巨摩郡身延町手打沢字打越一四八八	河窪忠治
三〇一九南巨摩郡身延町寺沢字上沢奥三〇一六、三〇一八、	佐野芳男

Ш

梨 県

公

報

第二千八百九号

平成三十年七月二十三日

○八 ○八	若林雅子
南巨摩郡身延町寺沢字下沢奥三〇五八	松田功
南巨摩郡身延町寺沢字上沢奥三〇二五	深沢仁麗
南巨摩郡身延町手打沢字打越一四八五	深沢文吉
南巨摩郡身延町手打沢字ゴクナシー九九三の二	地場ひさ
南巨摩郡身延町寺沢字上沢奥二九九五の内一	渡辺與四三

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

……三九六

三 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

八十七号 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成三十年六月二十一日山梨県告示第百

縦覧に供する。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて

指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

通知の内容を富士川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。 条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十

山梨県知事 後 平成三十年七月二十三日

藤

斎

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡富士川町鰍沢字山居二八二二	依田真知
二、三八七〇の三南巨摩郡富士川町駅前通二丁目字沢ノ戸三八七〇の	高野義一
二	前嶋弥一
南巨摩郡富士川町柳川字直路沢三二の一	柳澤克彦

- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 〕 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 八十八号 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成三十年六月二十一日山梨県告示第百四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成三十年六月二十一日山梨県告示第百

て縦覧に供する。)(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置い

指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

通知の内容を道志村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十

平成三十年七月二十三日

山梨県知事 後 藤

指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

斎

作、佐佐	下述 原式 万木 台 新里 コー く してこ
金子島一郎、左寨久戈太郎、	南部留郡首志村字細野五一つ九の五
通知の相手方	指定施業要件変更予定保安林の所在場所

- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2

- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

九十七号
四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成三十年六月二十五日山梨県告示第百四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成三十年六月二十五日山梨県告示第百

縦覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて

指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

通知の内容を山中湖村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十

平成三十年七月二十三日

山梨県知事 後 藤

斎

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

	南都留郡山中湖
	村平野字皆形二一
四正 王]	九七の八五 田孫平、長田六衛 小林松太郎、長田
天野竹	衛、天野啓太田市太郎、長

一九七の五五七	南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の五五五、一	南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の一四〇
郎、天野竹治、天野文雄郎、天野竹治、天野文雄田孫平、長田鶴吉、長田六	一小林松太郎、長田市太郎、長	天野兼介

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

兀 九十号 保安林の指定施業要件変更の予定の告示。平成三十年六月二十一日山梨県告示第百

て縦覧に供する。) (「次のとおり」は、 省略し、その関係書類を山梨県庁及び山中湖村役場に備え置い

公共測量の終了

を受けたので、 第二項の規定により甲府地方法務局から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示

平成三十年七月二十三日

山梨県知事 後 藤

斎

測量の種類 公共測量(基準点測量)

二 測量の地域 甲府市西田町の全部並びに古府中町、 小松町及び大手三丁目の一部地

三 測量の期間 平成二十九年十月一日から平成三十年二月二十八日まで

公共測量の実施

Щ

梨 県 公 報 第二千八百九号 平成三十年七月二十三日

> 第一項の規定により山梨市から次のとおり公共測量の実施する旨の通知を受けたので、 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

平成三十年七月二十三日

山梨県知事 後 藤

斎

測量の種類 公共測量(道路三次元データ計測)

測量の地域 山梨市の一部

三

測量の期間 平成三十年六月二十七日から同年十二月二十一日まで

開発行為に関する工事の完了について

に関する工事は、完了した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成三十年七月二十三日

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 都留市上谷五丁目十番十九号 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 都留市法能字新田七百十番一の区域 山梨県知事 有限会社小林 斎

仏壇 代表取締役 小林清哲

開発行為に関する工事の完了について

に関する工事は、完了した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成三十年七月二十三日

山梨県知事

十四番一の区域 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 都留市法能字新田七百十三番一及び七百

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 仏壇 代表取締役 小林清哲 都留市上谷五丁目十番十九号 有限会社小林

教育委員会

山梨県教育委員会規則第四号

山梨県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年七月二十三日

山梨県教育委員会

教育長 市 Ш

満

Щ

南部町立南部中学校

山梨県立学校管理規則 山梨県立学校管理規則の一部を改正する規則 (昭和三十六年山梨県教育委員会規則第三号)の一部を次のよ

うに改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(教育課程の編成の特例

第五条の二 前条の規定にかかわらず、学校のうち、別に定める連携型高等学校の教育 課程を編成するときは、当該高等学校の校長は、あらかじめ別に定める連携型中学校 の校長と協議するものとする。

附則

(施行期日)

この規則は、 公布の日から施行する。

山梨県教育委員会規則第五号

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成三十年七月二十三日

山梨県教育委員会

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則 教育長 市 Ш 満

うに改正する。 山梨県立高等学校学則 (昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号)の一部を次のよ

第一条の次に次の一条を加える。

第一条の二 第一条に規定する学校のうち、別表第二の上欄に掲げる学校を学校教育法 学校(第四条の二において「連携型高等学校」という。)とする。 施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第八十七条第二項に規定する連携型高等

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 別表第二の上欄に掲げる連携型高等学校の教育課程は、前条の規定に加え との一貫性に配慮して編成する。 て、別表第二の下欄に掲げる中学校 (以下「連携型中学校」という。) における教育

「別表」を「別表第一」とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二 (第一条の二関係)

山梨県立身延高等学校	学校名
身延町立身延中学校	中学校名

(施行期日)

この規則は、 公布の日から施行する。 附 則

発行者

Щ 梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号